

代表側の上告棄却

宗教法人セクハラ訴訟

つくば市の宗教法人「小牧者訓練会」の元女性信者4人が、同会の代表(67)からセクハラ行為を受けたとする訴訟を巡り、法人と代表側が元信者らの主張に名誉を毀損されたとして計1億円の損害賠償などを求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷(大谷剛彦裁判長)は14日付の決定で原告(法人と代表側)の上告を退けた。元信者側が代表と法人に損害賠償を求めた訴訟で、代表と法人に対して元信者へ計1540万円を支払うよう命じた1、2審判決が確定した。

元信者側の代理人・湊信明弁護士(53)は、「被害者は長年苦しんできた。セクハラ的事实を認定してくれたことに感謝している」と話した。元信者を支援してきた加藤光一さん(70)は、「女性たちは一安心していると思う」と述べた。